

○国立大学法人筑波技術大学内部統制規程

平成 27 年 3 月 18 日
規 程 第 2 号

最終改正 令和 4 年 3 月 28 日規程第 23 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）の内部統制システムを整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役職員等への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新等内部統制の推進に必要な事項を定めることにより、本学の役職員が、すべての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、本学の業務が高い倫理性をもって行われることを確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「内部統制システム」とは、役員（監事を除く。）の職務の執行が国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制をいう。

2 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む。）並びに本学の定める規則（規程、細則、要項等を含む。）及びこれらに関連する通知をいう。

3 この規程において「役職員等」とは、本学の役職員（役員及び職員）、派遣労働者及び契約関係にある会社の役職員をいう。

4 この規程において「本学の業務」とは、国立大学法人法の規定により筑波技術大学が行う業務をいう。

5 この規程において「部局長」とは、産業技術学部長、保健科学部長、障害者高等教育研究支援センター長、保健科学部附属東西医学統合医療センター長及び事務局長をいう。

(法人運営の基本理念)

第 3 条 本学は、法人の運営に係る基本理念として、すべての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、本学の業務が高い倫理性をもって行われることを掲げ、これを公表するものとする。

2 本学は、反社会的勢力への対応についても、法令等を遵守し、社会規範を尊重する基本理念に照らし毅然とした対応をする。

(役職員等の倫理指針)

第 4 条 役職員等は、本学が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに自らが本学の業務の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に行動する責務を有する。

2 役職員等は、自らの専門知識・技術の維持向上などの自己研鑽に努めるとともに国立大学法人筑波技術大学学則（平成26年1月29日学則第1号）第1条に規定する本学の目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

(懲戒)

第5条 役職員等が、職務の執行にあたり国立大学法人法又は他の法令、本学の定める規程に違反した場合、本学の役職員は就業規則に基づき懲戒とし、派遣労働者その他本学の役職員以外の役職員等について、その雇用契約等に基づく懲戒権者に対し懲戒を求める。

(内部統制システム)

第6条 学長は、本学における内部統制システムの整備及び運用について最終責任を負う。

2 本学の内部統制システムの整備の推進のため、内部統制システムに関する事務を統括する役職員等を置く。

3 内部統制システムに関する事務を統括する役職員等は、学長が指名する内部統制システムを統括する理事及び総務課長をもって充てる。

4 前項の規定にかかわらず、学長は内部統制システムに関する事務を統括する役職員等を追加して指名することができる。

第7条 内部統制システムを統括する理事は、学長の命に従い、業務の適正を確保するために必要と考えられる方針の策定、研修の実施等の内部統制の推進のため必要な措置を講ずる。

2 内部統制システムを統括する理事は、国立大学法人法又は他の法令、本学の定める規程に違反する事由が発生した場合速やかな是正措置をとり、あわせて再発防止を図るものとする。

3 内部統制システムを統括する理事は、内部統制システムについて必要なモニタリングを行うとともに、第6条に規定する内部統制委員会に必要な報告が定期的に行われることを確保することとする。

(内部統制委員会)

第8条 本学に、国立大学法人筑波技術大学内部統制委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、本学の内部統制システムに関する重要な事項について審議するとともに、内部統制システムの整備及び運用の状況を確認し、必要に応じて改善策を審議する。

(委員の構成)

第9条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 内部統制システムを統括する理事
- (3) 学長が指名する副学長

(委員長等)

第10条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、内部統制システムを統括する理事が職務を代行する。

(構成員以外の出席)

第11条 内部統制システムを統括する理事は、必要に応じて部局長及び第12条第3項に規定する内部統制推進担当者に出席を求めることができる。

2 監事は、委員会に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

(内部統制推進)

第12条 理事及び副学長は、所掌する業務における内部統制システムの整備及び運用を推進し、その状況を把握し、監督する。

2 部局長は、当該組織又は所掌する業務における内部統制の整備及び運用を推進し、定期的に内部統制担当役員に報告するものとする。

3 本学に、内部統制の推進に関する事務を統括する内部統制推進担当者を置く。

4 内部統制推進担当者は、内部統制システムを統括する理事が指名する。

5 内部統制推進担当者は、学長及び内部統制システムを統括する理事の命に従い、内部統制システムの確立を図るとともに、本学の業務の公正な遂行の確保その他内部統制推進に関する業務を行うものとする。

6 内部統制推進担当者は、危機管理、内部統制に係る学長の意思の伝達、役職員等における必要な情報の共有が確実に行われるよう、必要な措置を講ずる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、内部統制に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年2月5日から施行し、同年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。